

事務連絡
令和3年1月20日

各高齢者施設・住まい }
各介護保険事業所 } 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の再依頼及びコロナ対策支援金活用のご案内について
(令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分))

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年8月28日、11月12日及び12月15日付け事務連絡「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について(令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分))」により、慰労金申請についての特段のご配慮をお願いしています。

現在、多くの慰労金申請を受け付けており、支給するまでに一定程度の時間を要しているところではありますが、令和3年2月末の申請期限までに申請書を提出していただき、関係事業者も含め、全ての県内介護サービス事業所等に勤務していた介護職員に対して慰労金を支給する必要があります。

特に書類の不備がある場合は、再申請や修正が必要な場合もありますので、申請期限は令和3年2月末日までですが、お早めに申請いただきますようお願いいたします。

併せて、感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業(コロナ対策支援金)や、在宅サービス事業所の利用者への利用再開の働きかけへの助成、感染症防止のための環境整備の経費の助成についても、慰労金と同じ申請様式で同時に申請が可能です。いずれも金額が確定していなくても、サービス事業所の種類に応じた上限額まで概算で申請が可能となっていますので、まだ申請していない事業所におかれましては、積極的にご活用いただき、感染防止を徹底したサービス継続のために役立ててください。

また、概算で申請いただき、交付決定がされた事業所においては、事業完了後1か月以内又は令和3年3月31日の早い方の日までに実績報告書の提出が必要になりますので、ご承知おきください。

本事務連絡については、既に慰労金・支援金の申請がお済みの事業所も含め、全ての事業所にお送りしております。

(要綱、申請マニュアル等掲載場所)

【神奈川県ホームページ】新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者への
慰労金・介護事業所等における感染症拡大防止等支援事業について

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html

問合せ先

(本協力依頼について)

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

緊急包括支援担当

電話 (045) 285-1026

(慰労金申請方法等について)

神奈川県新型コロナウイルス緊急包括支援交付金（介護・
障害分）コールセンター

電話 (0570) 077-160

受付時間 平日 10時～17時